

第 56 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 6 年度 第 2 回滋賀県最低賃金専門部会
議事録

開催日時	令和 6 年 8 月 1 日（木） 9 時 25 分～11 時 37 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 3 人（定数 3 人） 労働者代表委員 3 人（定数 3 人） 使用者代表委員 3 人（定数 3 人） 事務局 4 人
出席者	公益代表委員 石井利江子 木下康代 平井建志 労働者代表委員 相澤三千代 池内正博 大江彰宏 使用者代表委員 川口剛史 水野 透 西田保夫 事務局 中井正和労働基準部長 足立育弘賃金室長 平沢浩太労働基準監督官 山下莉歩労働基準監督官
主要議題	・滋賀県最低賃金の改正決定について（金額審議）
議事録	別紙のとおり

○足立賃金室長

定刻前ですがお揃いになりましたので、ただ今から、第2回滋賀県最低賃金専門部会を開催いたします。本日はご出席をいただき、ありがとうございます。

本日の委員の出席状況ですが、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の計9名全員のご出席をいただいております。

したがって、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定に基づき、3分の2以上の出席となりますので、本専門部会が有効に成立をしていることを報告いたします。

本専門部会は、第1回本審でも確認したとおり滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」についてもホームページで公開することとなります。

よって、「同運営規程第7条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けたところ、傍聴を希望される方が2名おられましたので、本日、傍聴されていることをご報告いたします。傍聴人の皆様には、お渡ししております「審議会傍聴に当たっての留意事項」に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、部会長、進行をよろしく申し上げます。

○平井部会長

それでは、第1回専門部会に引き続き、議題（1）「滋賀県最低賃金の改正決定について」です。

昨日に開催した第1回滋賀県最低賃金専門部会では、合意に至りませんでした。歩み寄りについて、それぞれお考えいただいたと思いますので、昨日と同様に労使それぞれと個別協議を行いたいと思います。

昨日の続きですので、労働者側から個別協議を行います。

協議に当たりまして、労働者側は、どのくらいの時間が必要でしょうか。

○相澤委員

15分後にお願いします。

○平井部会長

それでは、公・労の個別協議を9時45分から行います。

事務局から控え室について説明をお願いします。

○足立賃金室長

本日の待機していただく部屋は昨日と入れ替えて、労働者側は5階労働基準部長室、使用者側は、4階TV会議室を用意しております。

労働者側の皆様は、山下が、使用者側の皆様は、平沢がご案内いたします。

また、傍聴の方につきましては、4階打合せ室を用意しておりますので、私のご案内いたします。

それでは、移動をお願いします。

〔労使それぞれに分かれて検討〕

〔個別協議の実施〕

〔専門部会の再開〕

○平井部会長

それでは、専門部会を再開します。

これまで、個別協議を行い、労使双方からご意見をお伺いしました。

使用者側と労働者側の個別協議でのご意見を若干まとめますと、労働者側は、2030年代半ばまでに全国加重平均1,500円を目指すという政府目標を達成するために少しでも早期に最賃額を引き上げていく必要があること。また、地域間格

差を解消するためにも最賃額を引き上げる必要があるというご意見で、具体的には今年度の有期、短時間契約等労働者の賃上げ額を参考に6%台の引上げを主張されました。

一方、使用者側は賃上げの必要性は認識しているが、原材料・エネルギー・人件費等のコスト高に対する価格転嫁が、いまだ十分な状況には至っていないこと。コスト高に対する中小・零細企業の経営負担が大きいというご意見であり、使用者側としても今年度の春闘（中小企業）の結果も踏まえて、4%台の引上げのご意見でありました。

以上から本日のところ労使双方の意見の隔たりがあり、合意には至りませんでした。労働者側は、本日はこれ以上の金額提示ができないということですので、本日の協議はここまでとさせていただきます。

今回は、労働者側からの個別協議で始めます。

なお、明日の第3回が、いちおう最終の専門部会ですので、結審となりますよう労使共に歩み寄りをよろしくお願いします。

議題（2）「その他」として皆様から何かありませんか。

〔意見なし〕

事務局から連絡等ありますか。

○足立賃金室長

第3回の専門部会は、明日8月2日（金）午前9時30分からこの会議室で開催いたします。以上です。

○平井部会長

それでは、これで第2回目の専門部会を終了します。

お疲れ様でした。